

規制改革推進会議投資等WG（令和3年5月28日）での
主な指摘の概要（ガイドライン関係）

- 大変丁寧にガイドラインを作り込んでいただき感謝。
- より明確に、より良くする観点からのコメントであるが、物事を差し止めるときには起きる前に行く必要があり、起きた後には金銭しかないという、極めて一般的なことが書いてあることと、若干中身が誤解を与える分かりにくい書き方であるため、IV. の記載全体が要らないのではないかと。要らないものでも丁寧に書くのであれば、文章を修正する必要がある。特に、「事後に許諾があったとは認められないと評価された場合」はよく分からず、放送前の話が次にあるため、「事後に」は不要。ここは「許諾していないことを証明し得る場合について考える必要がある」とし、次の○は、「権利者側において許諾していないことを証明し得る場合」と書けば、法律の枠組みに沿った形で非常にすっきりするのではないかと。ここは主語をはっきりさせる必要がある。
- 許諾を覆し得る事情として、どのような事情があるのか全く浮かばない。許諾をしていなかった事実を立証する責任があるのは権利者側なので、IV. が必要なか疑問。例えば、交わした文書に瑕疵があるだとか本人以外であったとかの事情があれば別だが、それ以外には浮かばない。
- ガイドラインの中で論点がクリアになれば、Q&Aは要らないということだと思うので、そこはガイドラインがどういう形になるのか見極めながらでよいと思う。
- 「少なくとも、権利者側が放送同時配信等を拒否する意思があると考えられる場合」という部分も、「この権利者側がこういったことを拒否することを明確に示している場合」といったトーンで書ければ良い。デジタル化の進展のときに、権利者側がむしろ自分の権利の所在と許諾の意思を明確に示すと、デフォルトを変えていくのが大事。
- 「望ましい」とはあるが、拒絶は書面で行うことと整理するのが適当ではないか。
- 細かい点が重要になってくるので、しっかりと細部まで詰めていただきたい。
- アナログから地デジに変わった際も、見え方としては大きく変わったが、それによって権利者に支払うお金は変わらなかったと思う。今回、放送のみを行う場合と同時配信等を行う場合で対価の相場が異なることを明文で書くと、異ならせるのだと権利者が認識すると思うが、このようなプラクティスは無いのではないかと。無いにも関わらずこのように書くと、権利者に、同時配信で嫌と言えば相場を上げてもらえるのかと、誤解されるのではないかと思う。

許諾推定規定のガイドライン（仮称）たたき台（案）

I. ガイドラインの趣旨・目的

- 放送同時配信等の権利処理の円滑化に当たっては、視聴者・放送事業者・クリエイターの全てにとって利益となることが重要である。本ガイドラインは、権利者側の懸念を払拭しつつ放送事業者が著作物等を安定的に利用することを可能とし、視聴者の利便性に資するよう、法第63条第5項（許諾推定規定）の解釈・運用の指針を示すことを目的とする。

II. 放送同時配信等の許諾に当たっての基本的事項

- 放送までの時間が限られている場合には、放送番組での著作物等の利用の契約に際して、やむを得ず同時配信等についての具体的な契約を交わすことができないような場合や、放送同時配信等の可否を明示的に確認できないような場合等が想定される。このような場合の権利処理を円滑にするため、法第63条第5項が設けられたものである。
- 権利者側が、放送同時配信等において、自身の著作物等が利用されているかを逐一把握することは困難であるため、仮に上記のような事情が無い場合には、放送事業者は、原則に立ち返って、放送同時配信等で用いることを明示して契約を締結することが望ましい。

III. 許諾の推定に係る条件等について

- 許諾推定規定に関する具体的な条件や留意事項は以下のとおりとする。

1. 放送事業者側に求められる条件・留意事項

- 法第63条第5項の適用に当たり、放送事業者又は有線放送事業者側に求められる条件は、次のとおりである。
 - ・ 放送同時配信等を業として実施していること。
 - ・ その事実を権利者が把握できるよう、自らのホームページ等において放送同時配信等を行っている番組名や時間帯等の情報を公表していること。
 - ・ 放送のみ行う（放送同時配信等を実施しない）旨を明示していないこと。
- (※) 放送事業者等から委託を受けた番組制作会社も対象となること。
- 許諾交渉に当たっては、事後的なトラブルを回避する観点から、少なくとも、権利者側が放送同時配信等を拒否する意思があると考えられる場合には、放送番組の契約時にあらかじめ放送同時配信等での使用の可否を明確に確認することや、放送のみを行う場

合と、放送と放送同時配信等を併せて行う場合の対価の相場が異なる場合には、後者の対価を支払うことなどに留意が必要である。

- 同様に、事後的なトラブルを回避する観点からは、可能な限り書面で契約を行うことが望ましい。特に、契約から放送までの間に時間的余裕がある場合、放送同時配信等を行おうとする放送事業者は、権利者に対して明示的に放送同時配信等での利用や出演等の旨を伝えるなどをしたうえで、書面など明確に記録に残る方法で契約を締結することが望ましいと考えられる。
- このほか、放送事業者側においても、権利者側の「別段の意思表示」の有無について、留意することが重要である。

2. 権利者側の別段の意思表示の在り方

- 「別段の意思表示」に当たっての留意事項は以下のとおりとする。
 - ・ 別段の意思表示は契約時に行うこと。
 - ・ 書面（電磁的記録を含む。）での契約の場合、別段の意思表示も書面で行うこと。
仮に、書面に依らない契約を行う場合でも、事後的なトラブルを回避する観点から「別段の意思表示」の内容を明確に記録に残したうえで当事者間で共有することが望ましい。
 - ・ 別段の意思表示は、放送同時配信等を拒否する旨の意思表示のほか、放送同時配信等を行うに当たっての条件等を伝える意思表示が含まれること。
- (※) 仮に、その権利者が同時配信等を許諾する権原を有していない場合には、契約時にその旨を放送事業者に伝える必要があるものと考えられる。
- 権利者側において「別段の意思表示」が行われた場合は、それが契約時に行われたことが明確となるよう、例えば、「別段の意思表示」も含め単一の書面で契約を取り交わすことが望ましい。

IV. 許諾があったとは認められないと評価し得る場合の対応について

- II、IIIの内容に留意すれば、事後的なトラブルなく関係者において安心して契約を締結することが可能となると考えられるが、「推定する」という規定の性質上、事後に許諾があったとは認められないと評価された場合の対応についても考える必要がある。
- 許諾があったとは認められないと評価し得る事情がある場合、放送同時配信等の差止めを行うためには、放送同時配信等が行われる前に主張する必要がある。また、放送同時配信等の終了後、許諾があったとは認められないことが確定した場合は、金銭的な解決を基本とすることが想定される。

V. その他（留意事項）

- 本規定は、施行日以後の契約について適用されるため、施行日以前に締結された契約については適用されない。
- ガイドライン策定後も必要な見直し・改訂を行うことが想定される。
- 許諾推定規定について、総務省・文化庁のみならず、推定の効果を享受する放送事業者等や契約の相手方となる権利者においても積極的な周知に努める必要がある。

- ・ 今後関係者による検討会を開催し、その意見を踏まえて追記・修正等を行うことを想定。
- ・ 当事者において分かりやすい内容となるよう Q&A を盛り込むなどの工夫を行う予定。

ガイドライン検討会のスケジュール

第1回：6月7日（月）：たたき台（案）について

（※）議論の進捗に応じて数回開催し、8月中にとりまとめを行う予定（この間にパブリックコメントも実施）。

ガイドライン検討会の構成員

【放送事業者】

日本放送協会、在京民放キー局五社、一般社団法人衛星放送協会、
一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

【権利者】

一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構
一般社団法人日本写真著作権協会
一般社団法人日本書籍出版協会・一般社団法人日本雑誌協会
一般社団法人日本新聞協会
一般社団法人日本ネットクリエイター協会
協同組合日本俳優連合

（※）このほか、有識者数名も参加予定。